

吉見町新婚世帯移住定住促進奨励金



吉見町で
新婚生活をスタートしませんか

吉見町では、若い世代の結婚を支援するため、本制度により新婚生活のスタートを応援します。引越費用や生活備品（家具・電化製品）の購入費に対し、最大5万円を交付します。

受付期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

奨励金額

上限として **5** 万円

申請期限

婚姻日から

1年以内 又は 令和9年3月31日

いずれか早い日まで

申請方法

必要書類を揃えて窓口へ提出

（吉見町役場3階11番窓口）



新婚世帯移住定住
促進奨励金の
詳細については、
上記をスキャンして
ご確認ください！

Thank you!

★奨励金内容・申請方法★

対象夫婦

以下の要件をすべて満たす夫婦が対象となります

- ① 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間で婚姻し、町内に住民登録をされている夫婦
- ② 婚姻日の年齢が、夫婦の双方又はいずれか一方が40歳未満の方
- ③ 交付決定日から引き続き1年以上、町内に居住する意思がある方
- ④ 過去にこの奨励金又は吉見町結婚新生活支援事業補助金※の交付を受けていない方 ※現在は終了

補助対象経費

婚姻後に生じた以下の費用が対象となります

- ① 住居の賃貸料（町内の住居に対して支払った賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）
- ② 引越費用（町内に引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用）
- ③ 家具・電化製品代（新生活のために購入した家具、電化製品の取得費用）

提出書類

以下の必要書類を揃えて、担当窓口へ直接ご提出ください

必要事項	備考
交付申請書（様式第1号）	必須
婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本	必須
住居の賃貸借契約書及び領収書等の写し	住居の賃借料を申請する場合
当該住居に係る住居手当支給証明書	住居の賃借料を申請する場合
引越費用に係る領収書の写し	引越費用を申請する場合
家具・電化製品の領収書等	家具・電化製品の取得費用を申請する場合

注意事項

○住宅の賃借料

住居手当や生活保護等の公的制度による補助が支給されている場合、その額を差し引いた全額が補助対象となります。

○住宅の引越費用

不用品の処分費用、自分でレンタカーを借りたり、友人に頼んで引越した場合の費用は補助対象外となります。

関連補助金

お問い合わせ先

[担当] 吉見町総合政策課政策推進係

[電話] 0493-54-5026（直通）

[受付] 平日 8:30 ~ 17:15



吉見町定住化促進奨励金
（住宅取得時に最大50万円補助）



吉見町PR大使
「よしみん」